二　令和六年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合	百分の一未満	（略）
	百分の一以上百分の五・五未満	百分の五
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の二・五
	百分の七・五以上百分の十七未満	百分の一
共済組合	百分の一未満	（略）
	百分の一以上百分の五・五未満	百分の五
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の二・五
	百分の七・五以上百分の十七・二未満	百分の一
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の一未満	百分の十
	百分の一以上百分の二・五未満	百分の五
	百分の二・五以上百分の三・五未満	百分の二・五
	百分の三・五以上百分の五未満	百分の一

二　令和三年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合	百分の〇・一未満	（略）
	百分の〇・一以上百分の二・七五未満	百分の三
	百分の二・七五以上百分の五・五未満	百分の二
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の一
	百分の七・五以上百分の十未満	百分の〇・五
共済組合	百分の〇・一未満	（略）
	百分の〇・一以上百分の二・七五未満	百分の三
	百分の二・七五以上百分の五・五未満	百分の二
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の一
	百分の七・五以上百分の十一・七未満	百分の〇・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の〇・一未満	百分の十
	百分の〇・一以上百分の一・五未満	百分の三
	百分の一・五以上百分の二・五未満	百分の二
	百分の二・五以上百分の三・五未満	百分の一
	百分の三・五以上百分の五未満	百分の〇・五

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。